

2024年12月14日(土)

世田谷少年サッカー連盟の個人情報への取り組み

☆個人情報に関しては3年に一度大きく規定等が変更となります。

参考資料の「個人情報とは」に記載されているように

個人情報保護法の創設当初は、5,000件超の個人情報を取り扱う集団だけが対象とされていました。

この件数要件は**2017年に施行された改正によりすでに撤廃**されており、**1件でも個人情報を取り扱う**集団はすべて適用対象となったからです。

と言う事で、加盟されている各クラブもこの対象となりますので、個人情報に対しての対応が必要となります。

☆再確認として

世田谷少年サッカー連盟および第5ブロックは、

世田谷区の共催、後援の試合を「世田谷区スポーツ振興財団」経由で受託運営、

東京都サッカー協会・東京都少年サッカー連盟の配下として試合運営、

および試合運営をするに当たり公営のスポーツ施設を優先使用しています。

それぞれの団体に年に一度、個人情報の管理体制等の報告が必要となっています。

☆世田谷少年サッカー連盟として

今までは、一部の連盟役員の中のみで対応をしていましたが、

2024年度は連盟役員全員に教育を実施し、2025年度からはクラブ理事様も教育対象としていきます。

クラブ理事様は実際には連盟準役員と言う立場になりますので、教育の対象となります。

今後は、この内容をクラブ内に持ち帰って頂き正しい対応をして頂ければと思います。

☆連盟「連盟規約」に「第七章 個人情報」を追加

別資料として「連盟規約(参考資料)」を提示しています。

規約の変更に関しましては「総会」での承認行為が必要です。

次回の「総会」で承認をして頂きたいので、今回の資料をご覧頂き対応をお願い致します。

以上